

遣新羅使人等の歌について

村 井 董 直

岡山理科大学教養部

(1989年9月30日 受理)

1 万葉卷十五の歌

万葉集卷十五は「この巻には部類が施されていない。その点、今までの巻々と相違し、卷十七以下の四巻と似ている。しかし、卷十七以下のように詠作の年月日を詳細に記すことはしない。全巻ただ二つの歌群から成っていることも他の巻に見られない特徴である。その歌群というのは、一つは天平8年(736)に新羅に派遣され翌年帰朝した使節の往復途上の作歌(新羅での作は無く、帰路の歌も少ない)と、出発の際や出先で贈られた歌及び途中で誦詠した古歌とから成るものであり、他の一つは中臣宅守が天平十一年頃に越前に流罪になった時、狭野弟上娘子と贈答した歌である。」¹⁾ここで私が取り上げようとするのは前半の部分、すなわち「新羅に遣はさえし使人ら別を悲しびて贈答し、また海路にして情を憫み思を陳ぶ。所に当りて誦する古歌を并せたり」と詞書きしている合計145首の長短旋頭歌についての私案である。この部分は江戸時代の終り頃まではとりたてて論じられなかったが、「この巻は一行中の無名氏の録したものにて、作者の名を記さざる歌はおほむね其人の作とおぼゆ。其人の名の伝はらざるはくちをし。」²⁾と井上通泰博士が述べて以来、多くの説が発表された。詳しくいえば、遣新羅使歌145首中103首にのぼる無署名歌は誰の作であるかということである。当然二つの説にわかれた。一つは一人の作だろうという一人説、もう一つは多数の人たちの作であろうとする複数人説とである。結論は容易につけがたいもののこの論争にて万葉卷十五をめぐる研究はかなり進展したことは事実である。このことについて私見を述べることにする。

2 卷十五の目録について

さきに私は本文の詞書きとして「新羅に遣はさえし使人ら……」を紹介したが、それには年月などは記されていない。それに比べて目録はかなり詳しく記されている。すなわち、「天平八年丙子夏六月、遣使新羅国之時、使人等各悲別贈答、及海路之上働旅陳思作歌、并当所誦詠古歌一百四十五首」とあるのがそれである。これは、「天平八年丙子夏六月、使を新羅国に遣はしし時に、使人らの、各々別を悲しびて贈答し、また海路の上にして旅を憫み思を陳べて作る歌。所に当りて誦詠する古歌を并せたり。一百四十五首」と読ん

でおこう。そこでさきの本文題詞と比較すると、なんとといっても「天平八年丙子夏六月」という詳しい書き出しが目につく。元来、この目録に関しては鎌倉時代の仙覚よりこのかた、契沖、雅澄らによって考察が深められてきた。そして万葉集の目録がいつ頃だれによって書かれたかは今日まで明らかにされていないが、これらの目録が万葉集の本文とは別に後人の手によって成ったものだろうということは今日の一致した見解とされている。ところで他の巻はそれで差し支えないだろうが、巻十五の目録に限っていえばそれでよいだろうか。他の巻の目録のほとんどが本文の題詞及び左注にもとづいて作られているのに対して巻十五の目録は本文題詞及び左注より更に詳しい記述になっていることから考えると、巻十五の目録はこの巻の編纂当時に同時に出来あがったものではないかという推測が成り立つ。こういう観点から古屋彰氏³⁾は論を進めて次のような推論を下しておられる。その一つは、本文と目録との反歌の表記法が極めて特徴的なことである事実を目をむけられた。例えば、本文では「古挽歌一首^{并短歌}……反歌一首……右丹比大夫悽愴亡妻歌」とあるところを目録では「古挽歌 丹比大夫悽愴亡妻挽歌一首^{并短歌}一首」となっている。つまり目録において悉くその反歌の首数が明記されておることに他の巻の目録との違いを見出されてその特徴性をあげている。もう一つは陪従転接詞「之」の用字法と前置詞「于（於）」の用字法が極めて特徴的なことをあげられた。例えば「之」については「臨発之時」などは本文目録ともに「之」を用いておること、「于（於）」については、本文目録ともに悉く欠いている。つまり「遣新羅」「還私家」とあって「于（於）」を使っていない。こうした例示をあげて「以上述べてきた五つの事実を総合することによって、巻十五の目録が巻十五本文前半の遣新羅使歌の集録者の手によって成ったものと私は断じたい。」と結んでいる。そして集録者は誰かという、本文においても目録においても「覽還私家陳思」と書き記した「私」なる人物をあてている。

3 遣新羅使人等の歌群の構成について

さて、ここで巻十五の内容について少し述べることにする。さいわいに目録に天平八年丙子夏六月とあるのでその前後について続紀をみると、天平八年春二月戊寅、同夏四月丙寅、天平九年春正月辛酉、春二月巳未、同丙寅、春三月壬寅、夏四月乙巳の記事などから天平八年（736）から同九年（737）へかけて阿部継麻呂を遣新羅大使とし、大伴三中を副使として差遣された時の使人ら一行の悲別贈答や慟情陳思の歌と当所誦詠の古歌等を記した145首の歌群が問題とするものである。

次に歌の構成にうつることとする。一首ずつあげるわけにはいかないので一行の旅程に従って題詞及び左注を参考としつつ記すこととしよう。

- (1) 阿部継麻呂が遣新羅大使に任命されたのは天平八年二月二十八日であり、出発はかなり遅れて六月であった。その間における集録者とその妻との贈答歌などを集めている。(3578)から(3593)までの短歌である。このなかで必要な短歌をあげると、

秋さらば相見むものを何しかも霧に立つべく嘆きしまさむ（3581）

によって一行は秋になったら帰京できると思っていたことがわかる。また、妹に逢はずあらずなみ石根ふむ生駒の山を越えてぞ吾が来る（3590）

右の一首は、しましく私の家に還りて思を陳ぶといふ

この左注の「家に還りて」とあることから、この新羅行の歌群の集録者はこの歌の作者ではないかと論ぜられる問題の歌である。

- (2) （3594）から（3601）までの8首である。歌の中に武庫の浦とか、^{いなみつま}印南都麻（兵庫県加古川の河口、高砂市あたりか）、神島（岡山県笠岡市の沖か）、あるいは「むろの木」などから（広島県福山市の鞆の浦あたり）などの地名から瀬戸内海を西進していることがわかる。
- (3) （3602）から（3611）までは、その場所、その場所において古人の詠んだ歌を一行で誦したのだろう。柿本人麻呂の歌が多く誦されている。つまり、「所に当りて誦詠する古歌」である。
- (4) （3612）から（3643）までは、今日の広島、山口両県の沿岸を平穩裡に通過した時の歌である。そのなかに大判官の歌もある。大判官といえは副使の次の官で^{みぶのおみうだまろ}壬生使主宇太麻呂である。水調郡長井浦（広島県御調郡で糸崎近辺か）、安芸国長門の島（今の倉橋島か）、周防国玖河郡麻里布（山口県岩国市の今津川の河口あたりか）、大島の鳴門（屋代島の大島瀬）、熊毛の浦（山口県熊毛郡の海辺）などを経て順調に航行している。
- (5) （3644）から（3651）までとする。一行は山口県佐波郡の海で逆風に遭い豊前国^{しもつみけ}下毛郡分間の浦（大分県下毛郡のあたり、今の中津市田尻から今津にかけての海辺か）に漂着している。そこでの歌群である。
- (6) （3652）から（3667）までを一群とする。（3652）の題詞に「筑紫の館に至りて」とある。外客や官使の接待、宿泊にあてた公館だから後の鴻臚館をさすのだろう。「秋づきぬ」「秋萩のにはほへる」「秋風は日にけに吹きぬ」と詠まれているから今の福岡市にたどり着いたのは秋の頃であった。都を出発する時の歌に新羅にいて秋には帰ってこれるだろうというのがあるから随分と遅れた旅になっているのがわかる。それでも鴻臚館についた心のゆとりか、この群では大使阿部継麻呂の七夕の歌及びその二男の海辺で月を望んだ歌をのせている。
- (7) （3668）から（3687）までは福岡県、佐賀県の沿岸にそって西進している。はじめは筑前国志麻郡の^{からとまり}韓亭（福岡県糸島郡の博多湾をはさみ志賀島と対する唐泊崎の南）から引津の^{とまり}亭（糸島半島の韓亭の反対側にある。唐津湾にある。）へ、そこから肥前国松浦郡の^{こしま}狛島の^{とまり}亭（佐賀県東松浦郡^{かしわしま}神集島か）までとしよう。ここから北進して壱岐に行くことになる。ここでも大使の歌一首をはじめとして大判官の歌三首をのせている。

- (8) (3688) から (3696) までは壱岐島での歌である。ここでは^{ゆきのむらじやかまろ}雪連宅満の死をいたむ長歌からはじまる。宅満は(5)の個所に詠歌が一首出ている。ここにも「秋さらば帰りまさむ」とあるように秋には新羅への使の任を果して都に帰る予定であったことがわかる。だが、まだ新羅へもいけず、壱岐においてはやくも秋をむかえているのである。
- (9) (3697) から (3717) までは対島においての歌である。ここでは歌の会でも催したのだろうか、大使、副使、大判官、小判官の順に歌をつらね、更に、大使、副使、大使と歌をならべている。そのほとんどが京を思う切々の心情を述べている。
- (10) (3718) から (3722) まですべてで終りとなっている。順序からすれば新羅到着後の歌があつてしかるべきと思うが、それはない。そして「筑紫に^{かへ}廻り来りて海路より京に入らむとし、播磨国の家島に到りし時に作る歌」という題詞の後に五首がある。家島は兵庫県飾磨郡家島町といわれる。今の相生市、姫路市の南方海上の群島だろう。

以上が新羅行の歌の構成内容である。ぶつつりと対島での詠作を最後に終えている。重大な新羅での使命をどのように果たしたかもわからない。大使阿部継麻呂は対島で死去し、副使大伴三中也病にかかり、天平九年(737)一月の末頃、やっと大判官以下が帰京することができたことを史実は伝えている。続紀天平九年二月己未の条に「遣新羅使奏新羅国失常礼不受使旨」とある。「新羅国へはいったけれども、いつもの通りのやり方ではなくて、わが使旨を受けなかった。」という意味である。それを裏書きするかのように「三国史記」⁴⁾の景德王一年冬十月の条に「日本国使至、不納」とある。いわば会うことすら拒否されたわけである。まことに悲運な新羅行であったのである。

4 遣新羅使人の意志と懐風藻

- (1) 大君の遠の^{みかど}朝廷と思へれど日^け長くしあれば恋ひにけるかも (3668)
- (2) 玉敷ける清き渚を潮満てば飽かずわれ行く還るさに見む (3706)
- (3) 竹敷の^{たかしき}黄葉を見れば^{わぎもこ}吾妹子が待たむといひし時ぞ来にける (3701)
- (4) 秋山の黄葉をかざしわが居れば浦潮満ち来いまだ飽かなくに (3707)

(1)は一行が今日の唐泊崎の南の海上に着き、月光の白く照る様を見て都恋いしさのあまりに大使のよんだ歌であり、(2)は対島の竹敷の浦に居ていよいよ新羅に向けて出発しようとした時の詠である。清らかな渚をまだ見飽きないので帰路にみることにしようという大使の歌である。(3)は副使大伴三中の歌である。秋には帰って下さる、その時までお待ちしましょうと妻が言っていた秋は今なのにこれから新羅へ向かおうとする意である。(4)は同じく副使の作で秋の黄葉を頭にかざして遊んだことを懐しむ歌である。私は遣新羅使の大使、副使の歌がこのような手弱女ぶりのものであるということと、一方において「新羅国来奉朝廷者、始自気長足媛皇太后平定彼国、以至于今為我藩屏」(新羅国ノ朝廷ニ来リ奉ルハ、気長足媛皇太后、彼ノ国ヲ平定シタマヒシヨリ始マル、以テ今ニ至ルマデ我ガ藩屏

タリ) (続紀天平勝宝四年六月十七日条)ということとどういう関わりがあるのだろうかと思う。藩屏とは天子のまもりとなる意である。これがわが国の新羅観だったとすれば、少くとも遣新羅使の大使、副使はもっと気宇壮大な考え方をもつべきではなかったかと思う。また、もっと使命感をもつべきではなかったかと思う。そう思わせる例をあげてみよう。

ちよろづ いくき ことあ
千万の軍なりとも言挙げせず取りて来ぬべき男とぞ思ふ (972)

ますらを
大夫の行くとふ道ぞおほろかに思ひて行くな大夫の伴 (974)

これらは天平四年のころ節度使として藤原^{うまかひ}宇合が出立に当たって高橋虫麻呂が詠んだもの、及び節度使に酒を賜うた時に聖武天皇が詠んだのではないと言われる歌である。いずれも緊迫した軍事的な匂いがするし国を守る強い任務をかぎとることができる。今、私が問題としている遣新羅使の歌が天平八年であるから、わずか四年前のことである。このことを思えば、大使、副使の歌に都を懐しんだり、都に残した妻を偲んだりすること以上に遣新羅使としての任務の重さに全力を傾けている気持の歌が一首くらいあってよいのではないかと思うが、残念ながら一首も見出すことはできない。ところが懐風藻に次のような五言の詩がある。作者は藤原宇合である。「西海道節度使を奉ずる作」として、

往歳東山役 今年西海行 行人一生裏 幾度倦辺兵である。「往にし歳は東山の役
このとし たび こうじん うち へんべい う
今年^{このとし}は西海^{たひ}の行^{こうじん} 行人^{うち}一生^{へんべい}の裏^う 幾度^うか^う辺兵^うに倦^うまむ」である。すなわち往年には東山道の役に従事したが、今年は一転して西海道の節度使となって行く。役人としての旅は一生続けねばならないが、こうも度々では辺土の守りにうみあきることであろう。ほんとうにうんざりすることだという意味である。新羅国がわが藩屏であると信じて疑わない朝廷の新羅観、あるいは節度使として任国にむけて出発するに当りては、公の席なる故に、^{ちよろづ}千万の軍なりとも黙々とその任に当るといふ勇ましさは言い得ても、心のうちはもはや倦みなやむ、うんざりした気持の節度使であることを思うと、朝廷の意志は単なる朝廷をとりまく限られた人たちだけの論理ではなかったろうか。このことから考えると、遣新羅使人らの歌に、わが国の藩屏たる新羅へ行くという自負もなければ、従って朝廷の意志など全く感ぜられないということは、当時の人達の常識となっていたのではないだろうか。

さらに考えられることは懐風藻における長屋王と新羅使との関係である。長屋王は近年平城京内の宅地から「長屋王」と書かれた木簡が出土したことから長屋王邸跡として脚光を浴びているが、王は高市皇子の子、天武天皇の孫にあたる。妻は元明天皇の子、吉備内親王であり、懐風藻に出る長屋王邸は正確には吉備内親王邸ではないか、もっといえば元明天皇の邸ではないかといわれている。養老五年に右大臣、神龜元年正二位左大臣となり、藤原氏に抑えられていた皇親政治を復活したが、かえって藤原氏にはかられ、神龜六年(天平元年729)自尽された。五十四才であった。その長屋王の詩が懐風藻にある。その一つをとりあげる。題は「五言、宝宅にして新羅の客を宴す。一首」となっている。本文は、

高旻開遠照 遙嶺靄浮烟 有愛金蘭賞 無疲風月筵 桂山餘景下 菊浦落霞鮮 莫謂滄

波隔 長為壯思篇である。「高^{こうびんえんしょう}旻遠照開き 遙^{ようれいふえんたなび}嶺浮烟靄く 金^{きんらん}蘭の賞を愛でてこそ有れ
風月の筵に疲るること無し 桂山餘景下り 菊^{きくほらくかあぎ}浦落霞鮮^いらけし 謂^なふこと莫^なれ滄^{そうは}波隔つと

長く為さむ壯思の篇」と読める。意味を簡単にいえば、「高い秋の空には遠く夕映えがひろがり、遙か彼方の嶺には浮かびただようもやがたなびいている。宴席では金蘭の如く堅く親しい交遊を愛することはあっても、清風名月の筵に疲れあきることはない。香木といわれる桂の匂う山には残る夕日の光が映え、菊のかおる浦には低くたなびく夕焼けのもやが鮮やかである。日本と新羅との間を青い波が遠く隔てていると言ひ給うな。いつまでも宴席における盛んな思いを詩をよんで晴らそう」ということになろうか。これは長屋王の詠んだ詩であるが、懐風藻には、「於長王宅宴新羅客」と題する詩が十篇ほどある。よほど盛大に新羅使人を招いて宴席をしばしばもったことがわかる。「莫謂滄波隔」といって新羅使人を手厚くもてなしている。その長屋王が自尽せざるをえない立場に追い立たされたことは誠に残念なことであった。懐風藻は百二十篇の詠から成りたっている。その中で例えば安倍広庭ら十人がそれぞれ長屋王邸にて新羅の客と宴をともにした詩を詠んでおり、別に七人が長屋王邸にて長屋王とともに置酒したことを詠っている。してみれば百二十篇のうち十七篇が長屋王を中心とした詩であるということが出来る。何故にかくも多いのであろうか。長屋王は万葉集には五首残しているが、それらから彼の政治的生涯を推測することはできないし、前述の懐風藻の詩からも汲みとることはできない。しかし、藤原不比等の死後、一度は明るさをとりもどしたかに見える彼の立場もかえて自己の前途に対する懐疑の色を濃くしていったのではないか、その心のはけ口を酒宴に求めたのではなかろうか。とりわけ彼が左大臣に任ぜられた神龜元年以後も、例えば後に彼の政敵ともなった藤原宇合が「秋日 左僕射^{さぼくや}長王が宅にして宴す」という詩を懐風藻に残しているほどである。藤原氏の陰謀もさることながら敢えて新羅使人を自邸に招いて酒宴を度重ねたことも世間の疑惑を深める結果となったのではないか。そのことを少しふりかえてみる。

645年の大化改新後、古代律令国家の確立につとめていたわが国は兵を朝鮮半島に派遣し、新羅と唐の連合軍によりてほろぼされた百濟王室を再興せんとしたが、我が軍は利あらずして敗れた。いわゆる白村江の戦であって時に663年であった。その後、唐も新羅もわが国と使者をかわし(668)、前述の如く長屋王の歆宴の詩を生むほどの修好となった。おそらく神龜三年(726)の頃と考えられる。ところが神龜四年(727)にわが国が渤海と公式の国交を結ぶと、かねてわが国の渤海との交りを快く思っていなかった新羅の怒りはかなりはげしいものであったようである。「むしゃこうじ・みのる氏」によると、「三国史記」聖徳王三十年(天平三年七月)の条に「日本国兵船三百艘、海を越えてわが東辺を襲う、王、將に命じて兵を出し大いに之を破る」とあるようだ。わが国も大化の改新成って九十年になろうとしている。律令制度のゆるみもあっただろうし、お互いに辺土の周辺はただならぬものがあつたことだろう。長屋王が自殺し、年号が天平とあらたまつたのは、その

ただなかの出来事といってよいだろう。それを裏書きするかのように天平四年（732）に東海、東山、山陰、西海四道の節度使が任ぜられている。そうして新羅使も毎年の如く来朝していたのが三年一期に減じようとする議がはかられるようになって行った。こういう唐、新羅、渤海、そして古くは百済の国々との国交がやゝ衰微しかけた天平八年、わが国は遣新羅使の挙に出たのであろう。大使を阿部継麻呂、副使を大伴三中としての出立である。この行が今、問題としている新羅行である。懐風藻をみる限り、新羅使人と最も親しい交りをしてきたのは長屋王ではなかったろうか。その長屋王が自尽せざるをえないような政治情勢となった。朝廷の意志とは別に新羅へ遣わされた使人らにとって別個の考えがあって当然ではないだろうか。

5 題詞の「各」の字をめぐる

巻十五の遣新羅使人らの歌の題詞は二通りの書き方が示されているのではないか。その個所を述べることにする。

(1) 題詞に「各」の字のないもの。

- (ア) 遣新羅使人等 悲別贈答 及海路慟情陳思 并当所誦之古歌
- (イ) 備後国水調郡長井浦船泊之夜作歌三首
- (ウ) 風速浦船泊之夜作歌二首
- (エ) 安芸国長門嶋船泊磯辺作歌五首
- (オ) 従長門浦船出之夜仰觀月光作歌三首
- (カ) 属物発思歌一首并短歌
- (キ) 古挽歌一首并短歌
- (ク) 周防国玖河郡麻里布浦行之時作歌八首
- (ケ) 過大嶋鳴門而経再宿之後追作歌二首
- (コ) 熊毛浦船泊之夜作歌四首
- (サ) 佐婆海中 忽遭逆風漲浪漂流 経宿而後 幸得順風 到着豊前国下毛郡分間浦 於是追怛艱難悽惻作歌八首
- (シ) 至筑紫館遙望本郷悽愴作歌四首
- (ス) 海辺望月作歌九首
- (セ) 引津亭船泊之作歌七首
- (ソ) 到壱岐嶋 雪連宅満忽遇鬼病死去之時作歌一首并短歌
- (タ) 廻来筑紫海路入京 到播磨国家嶋之時作歌五首

以上が題詞に「各」の字のないものである。これに対し「各」の字が含まれているものをあげると

(2) 題詞に「各」字のあるもの

- (ア) 七夕仰觀天漢 各陳所思作歌三首

- (イ) 到筑前国志麻郡之韓亭、舶泊經三日、於時夜月之光皎々流照、奄对此華旅情悽噓、
各陳心緒聊以裁歌六首
- (ウ) 肥前国松浦郡泊嶋亭舶泊之夜、遙望海浪、各慟旅心作歌七首
- (エ) 到对島浅茅浦舶泊之時、不得順風、經停五箇日、於是瞻望物華、各陳慟心作歌三首
- (オ) 竹敷浦舶泊之時、各陳心緒作歌十八首

の五例をあげることができる。そこで「各」の字がどんな意味をもっているのかを天平の頃の作品を参考にして考えてみたいと思う。

卷十七の(3890)から(3899)までの歌の題詞は次のようになっている。

「天平二年庚午冬十一月、大宰帥大伴卿の、大納言に^ま任せられて京に上る時に、^{けんじゅう}儼従ら、別に海路を取りて京に入る。ここに^ま羈旅を悲しび傷み、各々所心を陳べて作る歌十首」とあって、最初は作者のはっきりしている^{みののむらじいそもり}三野連石守の作をかかげ、次に9首を連ねて左注に「右の九首は作者姓名を審らかにせず」と結んでいる。そこでこの十首を集録した人はこの歌の作者の一人だろうかと考えても該当はしない。十首のうち、一首は石守であり、他の九首は作者姓名を審らかにしていないとはっきり言っている以上、集録した人の歌はここにはない。あるいは作者姓名を名のることができないほど卑しい身分のものかもしれないが、そのこととこの歌とは全く関係がないと思われる。卷八の(1428)の左注に「右の一首は、作者の^{いづ}微しき人なるに依りて名字を顯さず」とあって身分が卑しいので名を書くわけにはいかないことをいっているのだが、岩波の古典文学大系本にはこの個所を説明して次のように述べている。「作者の身分が低くても、名がわかれば記すのが集中の例であるからこの注は後人のつけたものとの説、また民謡だったのだとの説がある」と述べていることで理解されよう。ついでながら卷十七のこの十首などは、はじめに作者のはっきりしている歌を出し、姓名不明のもの九首をあとに続けているが、必ずしもこうばかりとはいっていないことを付け加えておこう。例えば遣新羅使人の一行が対島の竹敷の浦で潮待ちしている時の十八首の歌の順序であるが、(3704) (3705)の二首は「右の二首は、対島の娘子名は玉槻のなり」とあって遊行女婦の歌を出し、その次の(3706) (3707)は大使、副使と続いている。ともあれ、卷十七のこの十首からして、この歌群の集録者はこの十首の中の作者ではない。それを表現の上から明確にいえるのは、題詞の「各々」と思うのである。「海路をとって京にはいった者たちが旅の悲しさを、それぞれに感じて作った」ものであるという、この十首を客体的にとらえる表現が「各々」ではないだろうか。そういう考え方にたって、(1)題詞に「各」の字のないものと、(2)題詞に「各」の字のあるものと区別したのである。そして「各」の字のない題詞は集録者の作った歌・「各」の字のある題詞は集録者以外の人の作った歌と考えればよいのではないか。ただし、一つだけ考えておかねばならないことがある。それは次のようである。(1)の(ア)についていえば、これは「海路にして^{こころ}情を^{いた}憫み思を陳ぶ」とあって「海路にして各々情を憫み思を陳ぶ」とはなっていない。従ってこの題詞をもつ歌は古歌を除いて集録者の作歌ということになる。しか

しながら(3589)の歌には秦間満はたのはしまろの作であると左注にのべているので、集録者の歌数から除く。このような例は他にもある。ついで(3588)の左注に「右の十一首は贈答なり」とある。これは集録者とその妻との贈答歌であって、歌意から考えて、どれが集録者、どれがその妻であるかは判然とする。すなわち、(3578, 3580, 3582, 3584, 3587)の五首が妻でその他は集録者ということになる。こう考えると、(3590)の左注の「右の一首は、しましく私の家に還りて思を陳ぶといふ」の「私の家」は集録者自身の家であることははっきりする。ついでながら、左注の一文であるが、原文は「右一首、暫還私家陳思」とあるから、「思を陳ぶといふ」という読み方ではなくて、「思を陳ぶ」でよいのではないか。そこで集録者の歌数を計えることとする。

(1) 題詞に「各」の字のないもの。

(ア)	34首	(妻5首、古歌10首、奏間満1首を除く)	18首
(イ)	3首	(大判官1首を除く)	2首
(ウ)	2首		2首
(エ)	5首	(大石蓑麻呂1首を除く)	4首
(オ)	3首		3首
(カ)	3首	(長歌、反歌)	3首
(キ)	2首	(長歌、反歌)	2首
(ク)	8首		8首
(ケ)	2首	(田辺秋庭1首を除く)	1首
(コ)	4首	(羽栗1首を除く)	3首
(サ)	8首	(雪宅満1首を除く)	7首
(シ)	4首		4首
(ス)	9首	(大使二男、土師稻足の2首を除く)	7首
(セ)	7首	(大判官2首を除く)	5首
(ソ)	9首	(葛井連子老、六鯖の長短6首を除く)	3首
(タ)	5首		5首

すでに述べたように上記の(ア)から(タ)までは、題詞に「各」の字のないものの歌数から作者名のある歌数を除いたもので集計すると、77首を集録者の作と考えられる。ついで題詞に「各」の字のあるものについて計えることとする。

(2) 題詞に「各」の字のあるもの。

- (ア) 3首(大使1首を含む)
- (イ) 6首(大使、大判官2首を含む)
- (ウ) 7首(秦田麻呂、娘子2首を含む)
- (エ) 3首
- (オ) 18首(大使3首、副使2首、大判官、小判官、玉槻の歌4首を含む)

となっている。(2)の(ア)から(オ)までは大部分は集録者の歌ではないと考えられる。何故にすべてといわないで大部分といったかということ次のような理由からである。前記(2)の(オ)の18首中に副使の歌が2首のっている。このことから、副使の署名のない歌は大伴三中の作ではないということもいえるかもしれない。しかし、「何故にこの竹敷の浦での作に限って、副使と署したかというに、これは各陳心緒作歌であって、人々が集って歌を詠んだので、地位の順に従って歌を掲記し、それに伴って作者を明らかにしたものであろう」⁵⁾という武田博士の説に従えば、副使の署名も理解することができる。そこで前記の「各」の字のないものから考えられる77首と、「各」の字のあるもののうち副使の署名のある2首を加えて79首が集録者の作歌であるということが出来る。従って万葉巻十五前半の遣新羅使人等の歌は、集録者79首、大使以下一行又は土地の人達が詠んだ歌56首、古歌10首の計145首ということになる。

6 集録者について

巻十五を編集したのは誰なのか、遣新羅使たちの歌を集録したのは誰なのか、また、無署名歌はいったい誰の歌なのか。これらの問題はいろいろに論じられてきたがいまだ定説をみない。ただ私は今までとりあげられていなかった題詞の「各」の字に注目して、それによって集録者の歌とそうでないものの歌を区別することができるのではないかと推論した。だが、それから一步進んで集録者は誰なのかといえれば全くわからない。わからないが何らかの方法で一步でも近づいてみようと思う。

万葉集の巻十七以下の四巻は、すでに言われているように大伴家持の私家集的性格をもった巻といわれる。それを裏書きするかのように巻十九の巻末には異例の詞書がある。その後半の部分を抜き書きしてみると、

但し此の巻の中、作者の名字を称はず、徒、年月所処縁起のみを録せるは、皆大伴宿祢家持の裁作れる歌の詞なり。

というのがあつた。作者名のない歌で、年月とか、場所由来などだけ書いてあつたのは、すべて私の歌であることわつているのである。これを思うと私家集的性格の歌集には作者名を書かないのが普通なのではないか。このことも作者を推論する根拠にならないだろうか。

次に万葉集巻三の(443)の長歌に注目したい。その題詞は「天平元年己巳、撰津国の班田の史生丈部龍麻呂自ら経き死りし時、判官大伴宿弥三中の作る歌一首」とあつて反歌が添えられている。つまり遣新羅使人一行の副使として新羅にいった大伴三中が詠んだ歌である。この長歌は高い評価を受けていて、「対象を遠く離して見てはいるものの、決して傍観的な叙事に終ることなく、やはり一個の眞実性をもって貫いて」(川崎庸之氏)いてすぐれた作品といわれる。この作の後半に「いかさまに思ひませか」という表現がある。「父母の期待をうけて故郷をはなれ、大君の命をかしこんで仕えていたのに、どう考えちがいたのか、命を断ってしまった」という個所における表現である。この表現は誰が考え

出したものかというに、柿本人麻呂の長歌以外にこの例を見ない。「いかさまに思ほしめせか」「いかさまに思ひをれか」などがそれである。大伴三中はかなり人麻呂に心酔していたのだろう。新羅へ行く船中において人麻呂の古歌集を誦詠したことはすでにのべてきた。そして三中自身も相当な歌人であることもわかった。どうやらこの辺で集録者は大伴三中であるかもしれないという推測はできないものであろうか。

ところで、万葉集中詠歌の多い歌人達をあげると、長歌、短歌、旋頭歌を含めて、大伴家持（479首）、柿本人麻呂（96首）、坂上郎女（84首）、大伴旅人（79首）、山上憶良（69首）、山部赤人（50首）、中臣宅守（40首）と続いている。柿本人麻呂の場合、世にいう人麻呂集にありとする373首は除いているものの家持は圧倒的に多い。しかしこの入集歌数の多少が力量に関係するとは思えない。人麻呂と坂上郎女との歌数は接近しているが力量となると坂上郎女は人麻呂に遠く及ばない。歌数はむしろ、歌人達と大伴家持との個人的、血縁的関係の深浅によっているのではないかと思う。私見によれば大伴三中は79首の歌を万葉巻十五にのせていることになる。巻三の長短歌を加えると80首をこえる。家持と三中との関係を考えると、三中が新羅より帰朝して後、新羅行の歌をならべて一つの家集の如きものを作っていたのを家持が手に入れて、それがそのまま万葉集にくり入れられたのではないだろうか。

参 考 文 献

- 1) 日本古典文学大系「万葉集巻四」16ページ
- 2) 井上通泰著「万葉集新考」
- 3) 「国語と国文学」38巻7号
- 4) 「国語と国文学」33巻8号 むしやこうじ・みのる氏
- 5) 「国語と国文学」32巻9号 迫徹郎氏

本論文浄書中、兄の訃報に接す。悲痛の極み。

よってこれを兄の霊にささげる。平成元年9月。

On the Wakas (=31-Syllable Japanese Odes) Composed
by Some Japanese Envoys to Silla

Tadanao MURAI

Faculty of Liberal Arts and Science

Okayama University of Science

1-1 Ridaicho, Okayama 700 Japan

(Received September 30, 1989)

In the first half of the volume 15 of the “Man'yōshū” are found the 145 wakas composed by some envoys to Silla. Those wakas had not attracted anyone's attention even in the Edo era, and early in the 20th century. Litt. Dr. Tsutai Inoue presented the results of his study, the gist of which was as follows.

“Those wakas were recorded by one of those envoys who were sent to Silla, and it can safely be assumed that the anonymous wakas were composed by that person, whose name is unfortunately unknown.”

Since then many scholars have argued about who the composer was and who the recorder was, and now some new facts have been gradually disclosed. And yet there remains 103 wakas which have not been explained in any way. So I have made some inquiry into these 103 wakas in this treatise.